

2026年3月30日

被保険者の皆様へ

マツダ健康保険組合

mailto:mkenpo_family@mazda.co.jp

2026年4月1日以降の被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて

被扶養者の収入要件において、従来は年間収入に含まれていた残業代などの「事前に支給額が確定していない」臨時収入は、年間収入に含まないとする運用に変更されます。以下の要件をいずれも満たす場合には、原則として被扶養者に該当するものとして取り扱うこととなります。

【扶養認定の収入基準】

- ▶労働契約で定められた賃金（基本給・交通費・手当・賞与など）が、130万円・150万円（19歳～23歳未満の配偶者を除く）・180万円（60歳以上または年金受給者）未満である。
- ▶他の収入（事業収入・年金収入など）が見込まれない、給与収入のみである。
- ▶臨時収入が一時的（人手不足・残業）によるものである。

以上